

様式第3号（第55条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的  
文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴を  
あけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のまますること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭  
に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通じ順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対  
象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の  
健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健  
康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年  
月日現在の人数を記入すること。

月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使  
用する労働者数を、「従事労働者数」は別表1に掲げる鉛業務に常時従事する  
労働者数をそれぞれ記入すること。

- 10 「鉛業務名」の欄は、別表1を参照して、該当コードを全て記入し、（）  
内には具体的な業務内容を記載すること。なお、該当コードを記入枠に記入しき  
れない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該  
当コード及び具体的な業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「  
事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「分布」の欄中「血液中の鉛の量」、「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」  
及び「赤血球中のプロトボルフィリンの量」については、別表2を参照して、  
それぞれ該当者数を記入すること。
- 12 「所見のあつた者の人数」の欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計では  
なく、健康診断項目のいずれかが有所見であつた者の人数を記入すること。た  
だし、自他覚症状のみの者は含まないこと。
- 13 「医師の指示人数」の欄は、健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師に  
による指示のあつた者の数を記入すること。
- 14 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印す  
ることに代えて、署名することができること。

別表1

コード	鉛業務の内容	コード	鉛業務の内容
01	鉛の製練又は精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱又は鉛等若しく は焼結鉱等の取り扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容 量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛 又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。コード02から07まで、12及 び16において同じ。）	08	鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切 断、鍛打ち（加熱して行う鍛打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料の かき落しの業務
		09	鉛装置の内部における業務
02	銅又は亜鉛の製練又は精錬を行う工程における溶鉱（鉛を3パーセント 以上含有する原料を取り扱うものに限る。）、当該溶鉱に連続して行う転 炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製練又は精錬 を行う工程において生ずるものに限る。）の取り扱いの業務	10	鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務（コード09に掲げる業務を除く。）
		11	転写紙を製造する工程における鉛等の粉まき又は粉払いの業務
03	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程にお いて鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充填、乾燥、加工、組立 て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入 れ、若しくはこれらから取り出す業務	12	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、 釉薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鋳込、 粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
		13	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務（臨時に行う業務を 除く。コード14から16までにおいて同じ。）
04	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被 鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務	14	鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行つた物の燒 成の業務
		15	鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行つた物 の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しく は排気筒が設けられている焼成釜による焼成の業務で、厚生労働省令で定 めるものを除く。）
06	鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以 下この表において同じ。）を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、 混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、か焼、焼成、乾燥若しくは運 搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから 取り出す業務	16	溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若 しくは焼戻しをした金属のサンドバースの業務
		17	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
		18	コード01から08まで又は10から17までに掲げる業務を行う作業場 所における清掃の業務
07	鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む。）		

別表2

検査内容	単位	分 布		
		1	2	3
血液中の鉛の量	μg/100mL	20以下	20超	40以下
尿中のデルタアミノレブリン酸の量	mg/ℓ	5以下	5超	10以下
赤血球中のプロトボルフィリンの量	μg/100mL赤血球	100以下	100超	250以下
				250超